

Invincible Investment Corporation

2018年12月16日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

インヴィンシブル投資法人

代表者名 執 行 役 員 福田 直樹

(コード番号: 8963)

資産運用会社名

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 福田 直樹

問合せ先 企画部 長 粉生 潤

(TEL 03-5411-2731)

平成31年度与党税制改正大綱に関するお知らせ

2018年12月14日付で与党により決定・公表された平成31年度税制改正大綱において、投資法人に係る課税の特例（いわゆる導管性要件）（注）の一つである「他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと」との要件（いわゆる会社支配禁止要件）について他の法人の出資に匿名組合出資を含める旨の改正案（以下「本改正案」といいます。）が示されました。

（注）税法上、投資法人に係る課税の特例規定により、一定の要件（導管性要件）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

インヴィンシブル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が2018年9月29日付で取得を完了した海外不動産を裏付資産とする匿名組合出資持分（以下「本海外不動産匿名組合出資持分」といいます。）は、本海外不動産匿名組合出資持分の100%を保有していることから、本改正案が成立し、施行された場合には本投資法人の導管性要件に影響を及ぼす可能性があります。本改正案の適用範囲を含むその詳細は現時点においては明らかではありません。本投資法人の税務顧問によれば、過去の税法改正においては一般的に改正前の取引について改正が遡及適用されることがないよう経過規定等の手当がなされてきたとのことですが、改正による影響は、今後国会に法案として提出される過程において明らかになることから、その過程を注意深く見守り、詳細を検討してまいります。また、本投資法人は、ケイマン諸島の法律顧問を通じて、本海外不動産匿名組合出資の裏付不動産であるケイマン諸島のホテルからの経済的利益の全てを受け取ることができる代替の投資ストラクチャーが複数存在することを確認しており、今後、必要が生じた場合には、関係当局や法律・税務顧問とも緊密に連携を取りながら、導管性要件を維持すべく投資ストラクチャーの変更等につき検討を進めてまいります。

本投資法人といたしましては、本改正案の適用範囲を含む詳細やその影響の確認を引き続き進めてまいりますが、進捗がございましたら、速やかにお知らせ致します。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invincible-inv.co.jp/>